〃	第七十六回	四十二億五千二十一万円	四十二億四千八百五十一万六千七百二十九円	
〃	第七十七回	三十三億四十七万円	三十二億九千九百二万三千六百十四円	
〃	第七十八回	百五十九億三千八十八万円	百五十九億二千四百五十六万七千七百六十七円	
〃	第七十九回	二百五十四億八百十六万円	二百五十三億九千八百三万六千九百三円	
〃	第八十回	三千七百六十万円	三千七百五十八万三千八百五十七円	
〃	第八十一回	三億四千五百万円	三億四千四百八十六万四千三百二十二円	
〃	第八十二回	百二十万円	百十九万九千五百八十六円	
〃	第九十一回	二億千八百五十万円	二億千八百四十九万八千二百六円	
〃	第八百一回	三億二千九百十一万円	三億二千八百九十七万八千九百二十六円	
〃	第八百二回	一億三千五十一万円	一億三千四十五万八千十六円	
〃	第八百三回	二千八百五万円	二千八百三万八千八百三十円	
〃	第八百四回	五千三百万円	五千二百九十七万八千八百九十四円	
合　計		千五百五十億九千二百三十二万円	千五百五十億二千七百九十七万九千九百八十九円	

○国土交通省告示第三号

通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第五十三条第一項の規定に基づき、地域通訳案内士の育成等に関する基本的な指針を次のように定める。

平成三十年一月四日

国土交通大臣　石井　啓一

第一　地域通訳案内士の育成等に関する基本的な事項

一　地域における全国通訳案内士の現状

近年、リピーターを中心とする訪日外国人旅行者の増加や個人型旅行の増加を契機として、各地域に訪れる訪日外国人旅行者数が増加するとともに、文化体験や自然体験等訪日外国人旅行者のニーズが多様化しており、全国各地において質の高いガイドへのニーズが高まっている。しかしながら、全国通訳案内士は、東京や大阪等の大都市部に偏在し、言語についても英語に偏っており、特に地方部において全国通訳案内士が不足していることが課題となっている。このため、地域における訪日外国人旅行者の急増や多様化するガイドへのニーズに的確に対応できる体制を整備することが求められている。

二　育成に関する基本的な考え方

地域における訪日外国人旅行者の急増や多様化するガイドへのニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、各地域固有の魅力を訪日外国人旅行者に伝え、全国津々浦々における異文化の交流を実現するためには、地域の歴史、地理、文化、自然等について質の高い通訳案内を行うことができる通訳案内士の確保が不可欠である。このため、「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十号）」において地域通訳案内士制度を整備したところであり、その育成に当たっては、地方公共団体が地域通訳案内士になろうとする者に対して研修を実施し、地域の歴史、地理、文化、自然等の知識を習得させるとともに、通訳案内の実務やコミュニケーションスキル等地域通訳案内士として必要な能力を習得させることとする。さらに、地域通訳案内士として登録した後も、当該地方公共団体は、地域通訳案内士の質の向上に務めるとともに、地域通訳案内士の就業機会の確保を図るための措置を講ずる。

三　関係者の役割

地域通訳案内士の育成に当たっては、国土交通省や地方公共団体、地域通訳案内士の各関係者の役割を踏まえつつ、関係者間で相互に連携を取りながら対応することが必要である。

(1)　国土交通省

国土交通省は、地方公共団体に対して、地域通訳案内士育成等計画の作成・変更に関して、必要な情報提供や技術的な助言等を行うほか、地域通訳案内士に関する優良事例の横展開を図ることにより、地域における質の高い地域通訳案内士の確保を促進する。

(2)　地方公共団体

地域通訳案内士を育成する地方公共団体においては、参加者に対して研修を実施することにより、質の高い地域通訳案内士を育成するとともに、必要に応じて研修内容の充実・強化を図ることにより、地域通訳案内士としての知識・能力の向上を促す。また、地域通訳案内士の質の向上に務めるとともに、地域通訳案内士の就業機会の確保を図るための措置を講ずる。

(3)　地域通訳案内士

地域通訳案内士は、当該地域における通訳案内に必要となる知識や能力の習得に努めるとともに、地域における通訳案内業務を通じて得た訪日外国人旅行者の嗜好やニーズについて、地方公共団体や地域の観光の関係者等に提供すること等により地域の観光の質を高めていくように努める。

第二　地域通訳案内士育成等計画の作成について指針となるべき事項

一　作成主体

地域通訳案内士育成等計画を作成する主体である市町村又は都道府県を記載すること。なお、当該計画は市町村や都道府県が単独で又は共同して策定することも可能である。

二　区域

地域通訳案内士がその業務を行う区域を記載すること。なお、当該区域は市町村又は都道府県の一部の地域のみとして計画を策定することも可能である。

三　外国語

地域通訳案内士として認定する外国語を記載すること。なお、各地域において国別訪日外国人旅行者数の状況が異なることを踏まえ、認定する外国語については、地域の特性に応じて設定することを可能とする。

四　研修実施に係る事項等

(1)　求めるべき外国語能力

①　地域通訳案内士として認定する外国語について、地域通訳案内士として求めるべき一定の能力水準を記載すること。

②　なお、「求めるべき外国語能力」とは、原則として、地域通訳案内士を育成する地域の実情を踏まえて設定することを可能とするが、地域通訳案内士の質を確保する観点から、他の地域での導入事例を踏まえつつ、社会生活で求められる外国語を十分理解し、使用することができるなど、外国語でのコミュニケーションに支障のない水準を設定することが望ましい。